

東京医科歯科大学医学部附属病院規則

（平成16年4月1日
規則第106号）

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）は、患者の診療を通じて医学の教育と研究を行うところとする。

2 本院の組織については、法令等及び国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（病院長）

第2条 組織運営規程第20条第2項に定める本院の病院長は、学長及び理事の命に基づき本院の管理運営をつかさどり職員を統括する。

2 病院長の選考及び任期については、別に定める。

3 病院長は、次の権限を有する。

(1) 副病院長、病院長補佐、第5条に定める組織の長、東京医科歯科大学医学部附属病院の院内組織に関する内規（平成16年4月1日制定）第5条に規定する各診療科の長の任命及び解任に関すること。ただし、看護部及び医療技術職員の役職に関する要項（平成25年8月1日制定）に基づき役職が付されている医療技術職員については除く。

(2) 病院予算の執行に関すること。

(3) 病院の診療許可に関すること。

（副病院長）

第3条 本院に、副病院長を置く。

2 副病院長は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 大学院医歯学総合研究科医学系教授会構成員である教授 若干名

(2) その他病院長が必要と認める者 若干名

3 副病院長の職務については、別に定める。

4 副病院長の選考及び任期については、別に定める。

（病院長補佐）

第4条 本院に、病院長補佐を置く。

2 病院長補佐に関し、必要な事項は、別に定める。

（構成）

第5条 本院に、診療部門、救命救急センター、災害テロ対策室、保険医療管理部、医療安全管理部、感染制御部、臨床研究監視室、中央診療施設及び看護部を置く。

- 2 診療部門は、次のとおりとする。
内科系診療部門、外科系診療部門、感覚・皮膚・運動機能診療部門、小児・周産・女性診療部門、脳・神経・精神診療部門、放射線診療部門
- 3 中央診療施設等として、次の部及びセンター等を置く。
薬剤部、検査部、手術部、放射線部、リハビリテーション部、集中治療部、材料部、病理部、光学医療診療部、医療情報部、血液浄化療法部、医療連携支援センター、臨床試験管理センター、高気圧治療部、MEセンター、不整脈センター、快眠センター、スポーツ医学診療センター、難病診療部、がん先端治療部、臨床栄養部、総合教育研修センター、長寿・健康人生推進センター、クオリティ・マネジメント・センター、周産期母子医療センター、低侵襲医療センター、国際医療部、輸血・細胞治療センター、ベッドコントロールセンター、コロナ外来診療センター、メンタルヘルス・リエゾンセンター、緩和ケアチーム、栄養サポートチーム、認知症ケアチーム
- 4 第1項から前項に定める各組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 本院の事務は、医学部附属病院事務部において処理する。

(病院運営会議)

第7条 本院に、病院の運営に関する重要事項を審議するために、病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議についての必要事項は、細則で別に定める。

(委員会)

第8条 本院に、病院長の諮問に応ずるため必要な委員会を置くことができる。

- 2 当該委員会についての必要事項は、細則で別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長の承認を得て病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第25号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月20日規則第5号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年10月28日規則第98号）

この規則は、平成23年10月28日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第54号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月13日規則第81号）

この規則は、平成24年7月13日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成24年11月29日規則第103号）

この規則は、平成24年11月29日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則（平成25年5月23日規則第68号）

この規則は、平成25年5月23日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則（平成25年10月31日規則第99号）

この規則は、平成25年10月31日に施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日に施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日に施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日規則第144号）

この規則は、平成27年1月1日に施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第90号）

この規則は、平成27年4月1日に施行する。

附 則（平成27年6月1日規則第139号）

この規則は、平成27年6月1日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月25日規則第149号）

この規則は、平成27年7月1日に施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第160号）

この規則は、平成27年8月1日に施行する。

附 則（平成29年6月1日規則第84号）

この規則は、平成29年6月1日に施行する。

附 則（平成29年11月6日規則第124号）

この規則は、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規則第33号）

この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（平成30年10月26日規則第103号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年8月20日規則第82号）

この規則は、令和元年8月20日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則（令和2年10月2日規則第101号）

この規則は、令和2年10月2日から施行し、令和2年9月17日から適用する。
ただし、第5条第3項のベッドコントロールセンターの規定については、令和2年7

月 15 日から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日規則第 108 号）

この規則は、令和 2 年 10 月 23 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 8 日規則第 48 号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 5 条第 3 項のメンタルヘルス・リエゾンセンターの規定については、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

2 東京医科歯科大学医学部附属病院総合診療部規則（平成 16 年規則 121 号）
は廃止する。